

議案第34号

つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する
条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年2月15日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する
条例

つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項並びに第6条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第12条に次の2項を加える。

- 3 団員が年度の中途においてその職に就いたとき、又は年度の中途において退職し、免職され、失職し、若しくは死亡したときは、月割により算出して報酬を支給する。この場合において、1か月未満の端数があるときは、1か月として計算する。
- 4 前項の規定により算出した報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

消防団員報酬は年額報酬になっており、年度途中で入団及び退団（自己都合、死亡等）が生じた場合は、月割で支給することについて明確にするためこの条例案を提出するものである。

つくば市消防団の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和63年つくば市条例第135号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第4条（略） （分限）</p> <p>第5条 任命権者は、団員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)一(4)（略）</p> <p>2 団員は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、その身分を失う。</p> <p>(1)・(2)（略） （懲戒）</p> <p>第6条 任命権者は、団員が次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。</p> <p>(1)一(3)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第7条—第11条（略） （報酬）</p> <p>第12条 団員の報酬は年額とし、別表第1のとおり支給する。</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 団員が年度の中途においてその職に就いたとき、又は年度の中途において退職し、免職され、失職し、若しくは死亡したときは、月割により算出して報酬を支給する。この場合において、1か月未満の端数があるときは、1か月として計算する。</u></p> <p><u>4 前項の規定により算出した報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを</u></p>	<p>第1条—第4条（略） （分限）</p> <p>第5条 任命権者は、団員が次の各号の<u>一に</u> 該当する場合は、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(1)一(4)（略）</p> <p>2 団員は、次の各号の<u>一に</u> 該当する場合は、その身分を失う。</p> <p>(1)・(2)（略） （懲戒）</p> <p>第6条 任命権者は、団員が次の各号の<u>一に</u> 該当する場合は、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。</p> <p>(1)一(3)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第7条—第11条（略） （報酬）</p> <p>第12条 団員の報酬は年額とし、別表第1のとおり支給する。</p> <p>2（略）</p>

切り捨てる。

第13条 (以下略)

第13条 (以下略)